

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年4月)

1. 開催日時 令和6年4月25日(木)
午後1時30分から午後2時25分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 17人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人(11番 原田正昭 16番 阿部芳浩)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 12人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 5人(遠藤予志郎 山口泰範 住友武司 山尾雅泰 吉田 健)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第4 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
 第6 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について

第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
事務主任	西岡りさ

8. 議事進行

- 事務局 | それでは、ただ今から、令和6年4月吉野川市農業委員会総会を開会致します。
- 本日は11番 原田委員、16番 阿部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
- また、農地利用最適化推進委員12名にも出席いただいております。
- それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。
- 会 長 | (会長挨拶)
- 議 長 | まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 | 異議なしということでございますので、18番、瀬尾委員、19番、大久保委員に、議事録署名をお願い致します。
- 本日の定例会に出ております議案は、
- 議第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
- 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
- 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
- でございます。
- 議 長 | 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
- なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく

お願い致します。

議長 それでは、議第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第9号1番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。4筆でございます。位置図については、資料1と2です。

申請地の所在は鴨島町牛島字杉尾及び牛島字西條前で、地目は台帳、現況共に杉尾の2筆が田、西條前の2筆が畑、合計面積は1,602㎡です。譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住であり管理ができず、親戚にあたる譲受人に贈与することになったとのことです。

申請地は譲受人家族3名の共有とし、取得後はニンクを作付けするとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、山口です。現地確認、調査を致しました結果、この申請地は以前から親戚である譲受人と家族が管理を任されております。申請内容については、事務局から説明があったとおりでございます。許可要件を満たしておりますので特に問題はないと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号1番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第9号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第9号2番の贈与による所有権移転についてでござ

ざいます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は鴨島町西麻植字田淵で、地目は台帳、現況共に畑、面積は1,697㎡の持ち分1/2です。譲渡人と譲受人は親子であり、申請地は二人の共有名義となっています。今回、親の持ち分を子へ贈与することになりました。申請地はこれまでも譲受人である子が長年耕作してきており、今後も今まで同様にスイカやトウモロコシを作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番

17番、江本です。申請内容は、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。親子間での贈与となります。何の問題もないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号2番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第9号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第9号3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1頁から2頁にかけてになります。3番でございます。5筆でございます。位置図については、資料4と5です。

申請地の所在は川島町桑村字源光寺及び桑村字中須で、地目は台帳、現況共に源光寺の2筆が畑、中須の3筆が田で、合計面積は4,489㎡です。譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、県外在住で耕作できず管理に苦慮していました。申請地近くで耕作予定の譲受人に相談したところ、譲受人も耕作できる農地を探していたため、この度贈与することで話がまとまり申請に至ったとのことです。譲受人は令和6年度新規就農予定者であり、農地取得後は米やブロッコリー

ツコリー、ネギを作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

15番 　15番、松本でございます。先ほど事務局の説明があったとおりでございますが、譲渡人は県外在住であり、この物件につきましては利用権設定をしておりましたが、借りていた方が解約し、その後誰も作り手がいない状態になっておりました。ご家族と農業をしている譲受人が無償で申請地を譲り受けて農業をするということになりました。譲受人は、年齢も若く、本年度に農業後継者認定を受けてブロッコリー、飼料米などを作付けするそうです。若者の就農は農地の保全にもつながり何の問題もないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第9号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第9号4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　4番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は山川町諏訪で、地目は台帳、現況とも田、面積は245㎡です。譲渡人は高齢で耕作が困難であり、後継者もおらず、農地の管理に苦慮していました。耕作する土地を探していた譲受人から相談を受け、今回売買の話がまとまったとのこと。申請地は譲受人の家のすぐ南に位置し、取得後はキャベツ、白菜、玉ねぎなどを作付けするとのこと。位置図については、資料6です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、農地管理ができない状態であり、譲受人は市の農園を借りて農作業を行っています。この度、自宅前の申請地を借りて野菜を作るということで何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第9号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第9号5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　5番でございます。2筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は山川町翁喜台で、地目は台帳が田及び雑種地、現況が田、合計面積は1,408㎡です。譲受人は、自宅の前に位置する申請地の一部を以前から借り受け耕作してきましたが、この度、売買の話がまとまり申請に至りました。取得後は、これまで同様に夫婦で白ねぎ、菜の花、里芋を作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。以前から譲受人が申請地を借り受けて野菜を作っており、特に問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満

たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第9号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第9号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字四ツ屋、地目は、台帳、現況共に畑、面積は258㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第1種農地です。

申請者は、県外在住でしたが、仕事の退職を機に生まれ故郷の当市に移住したいと考え、相続した農地に住宅を建築する計画を立てております。

計画概要は、申請地に建築面積81.98㎡の平屋建て木造住宅を建てる計画で、事業費は、自己資金2000万円でございます。

土地の造成については、整地後に山土で約30cm盛土します。

申請地の北側と西側は市道であり、東側と南側には、L型コンクリート擁壁を新設するため、土砂等の流出はありません。

生活排水については合併浄化槽を経由し集水枡を経て北側市道の側溝へ放流します。雨水も集水枡から側溝へ放流する計画であるため、周辺への影響は現状と変わらないものと思われま

す。なお、申請地に建築される住宅は、周辺の既存集落に接続して設置されるものであるため、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

18番 18番、瀬尾です。申請内容については、ただいま事務局から説明があったとおりで、先日の現地確認をしまして、問題ないだろう

ということになりました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第10号1番の居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第10号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 　それでは、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字広畑、地目は、台帳、現況共に1筆が畑、もう1筆が田、合計面積は1,698㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人2名は、農地の管理に苦慮しており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル180枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をQ. E. N. E. S. Tでんき株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金736万円を予定しています。

土地の造成については、除草後に整地するのみで、雑草管理として、防草シートを施工し、加えて年2回の除草作業を実施します。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界は、既存の擁壁、畦と道路に囲まれているので、土砂等の流出の可能性は小さく、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　続きまして、担当委員であります、17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番 　17番、江本です。先日現地を確認してまいりました。場所は夕

イヤ販売店の西側に隣接しておりまして太陽光発電ということでございます。土地の有効活用ということを考えましても、特に問題はないだろうと思われまます。よろしくご審議お願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、1番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第11号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第11号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。

　なお、この案件は、転用面積が3,000㎡を超えているため、徳島県農業会議への諮問案件となります。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。4筆でございます。

　位置図については、資料10です。

　申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は、台帳、現況共に1筆が畑、残り3筆が田、合計面積は3,134㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

　譲渡人は、市外在住の上、高齢で農地の管理に苦慮しており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

　計画概要は、太陽光パネル616枚、パワコン5台、発電出力249.9kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金3,100万円を予定しています。

　土地の造成については、整地のみで、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、境界線から50cm内側にフェンスを設置します。土地の境界は、一部を除き既存の擁壁と市道に囲まれており、隣接する譲渡人所有宅地との境界はフェンスのみとなりますが、両者間で協議済みで、盛土等はせず整地のみということもあり、土砂等の流出はないものと考えます。

　給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。

　その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。

　以上ご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長 続きます、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1 番 1番、大塚です。先日、現地を事務局といっしょに確認してまい
りました。土地所有者は高齢で農業をすることが困難なために売買
により太陽光発電施設用地になるということです。特に問題は問題
はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、2番の
売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委
員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
(質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第11号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第11号2番についま
しては許可することに決定いたしました。
なお、この案件は、徳島県農業会議へ諮問いたします。
- 議 長 続きます、3番の売買による農業用施設のための転用申請及び
4番の売買による居宅新築のための転用申請でございます。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 3番でございます。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、山川町坂田、地目は、台帳、現況共に田、面積
は428㎡でございます。農用地区分は、農用区域域内農地の、第
2種農地でございます。
申請地は、農地ではありますが、転用許可を得ることなく、既に
畜産用のチップ置場としての建物と農機具用倉庫が設置されていま
す。
始末書の提出があり、畜産用のチップが雨に濡れたり、風で飛ん
だりしないように建物が必要であること、トラクター、梱包機、牛
の餌に混ぜる稲の切断機であるジャイロメーカー等を格納するた
めの農機具用倉庫が必要であったこと、今回、敷地を売買するにあ
たり、転用処理がなされていないことが判明し、大変驚き、今後こ
のようなことがないように充分気をつけることなどが譲渡人、譲受
人の連名で書かれています。
申請内容は、申請地の隣地にある牛舎で畜産を営む譲受人の家
族が、賃借していた農地に畜産に必要な農業用施設を転用の手続
きすることなく設置しており、申請地を売買にて譲渡するにあ
たり、この許可申請にて追認を求めるものです。
施設が建設されてから20年ほどになり、今後もこれまでどおり
利用していくとのことなので、周辺への影響の変化はないと思わ
れます。

また、申請地は農用地区域内農地で、原則として農地転用は許可されませんが、不許可の例外として、農用地利用計画において指定された用途に供する場合は転用を許可することが可能です。申請地は吉野川市の農地利用計画で農業用施設用地として指定されているため、この類いの施設を建設することにおいては除外申請が不要となる不許可の例外に該当します。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認許可致し方ないと考えます。

事務局

続きまして4番でございます。位置図については、資料12です。申請地の所在は、山川町湯立、地目は、台帳、現況共に田、面積は503㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

譲渡人は申請地を相続しましたが県外在住で管理ができず、農地を手放すことを考えていました。譲受人は現在市外に住んでいますが、家族4人で住む家を建てることを計画し、勤め先への通勤圏内にある申請地を購入するに至ったようです。

計画概要は、2階建て住宅、建築面積75.74㎡を建築する計画で、事業費は借入資金5,000万円を予定しています。

土地の造成については、表土を20cmすき取り、良質土にて60cm盛土し、コンクリート舗装と一部は防草シート、砂利を入れて仕上げます。境界には道路と既設コンクリート擁壁が存在するため、土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は敷地内で地下浸透させる予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番

5番、安部です。先日、事務局と一緒に現地確認を行いました。両方とも特に問題ないと思います。4番ですが、近所の住民の方から普段から耕作放棄地で草が茂り困っていたので、宅地になる方がいいという話も聞きましたので報告しておきます。から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第11号3番の売買による農業用施設のための転用申請及び4番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。

議第11号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号3番及び4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、5番の売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料13です。申請地は、山川町宮地で、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,255㎡の内267.04㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢により耕作が困難になり、農地の売却を考えていました。譲受人は現在市外に住んでいますが、新居の建築を計画しており、不動産会社から紹介のあった農地の一部である申請地を購入することになったとのことで、今回の許可申請は農地の一部転用ということになります。

計画概要は、平屋住宅、建築面積117.17㎡を建築する計画で、事業費は借入資金3,700万円を予定しています。

土地の造成については、表土を50cmすき取り、良質土にて60cm盛土し、コンクリート舗装と一部は砕石を入れて仕上げます。農地部分との境界にはコンクリート擁壁を新設し、その外の境界には道路と既設コンクリート擁壁が存在するため、土砂等の流出はありません。

給水は市上水道、雑排水は公共下水道に排水し、雨水は敷地内で地下浸透させる予定です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番 14番、原です。現地確認を行ったところ、申請地は国道にも駅にも近く住宅建築に適しており、周辺にも迷惑はかからないだろうと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第11号5番の売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。

議第 1 1 号 5 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第 1 1 号 5 番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、6 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 6 番でございます。位置図については、資料 1 4 です。
申請地の所在は、山川町天王原、地目は、台帳、現況、共に田、面積は 1, 8 0 4 m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第 2 種農地でございます。

譲渡人 2 名は、市外在住で、相続した農地の管理に苦慮しており、太陽光発電施設用地を探していた譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル 1 9 2 枚、パワコン 1 0 台、発電出力 4 9. 5 kW 程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社ウエストエナジーへ売電する計画です。事業費は自己資金 1 0 1 1 万 2 0 8 0 円を予定しています。

切土盛土を伴う造成は行わず、雑草対策として、敷地全面に防草シートを施工します。また、周囲に 1. 2 m 高のフェンスを設置します。境界部分は、道路と既存の擁壁に囲まれており、土砂等の流出はないものと考えられます。給排水はなく、雨水は敷地内で自然浸透させますので周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。
ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、3 番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3 番 3 番、真相です。いま、事務局から説明があったとおりで、特に問題ないと思われれますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、6 番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第 1 1 号 6 番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、7番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料15です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,145㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
この案件は、譲受人が先ほどの6番と同一の太陽光発電施設設置業者で、申請内容も同様となっております。
譲渡人は、相続した農地の管理に苦慮しており、太陽光発電施設用地を探していた譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。
計画概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を株式会社ウエストエナジーへ売電する計画です。事業費は自己資金894万4320円を予定しています。
切土盛土を伴う造成は行わず、雑草対策として、敷地全面に防草シートを施工します。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。境界部分は、道路と既存の擁壁に加え、北側には土羽を新設しますので、土砂等の流出はないものと考えられます。給排水はなく、雨水は敷地内で自然浸透させますので周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、南園でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。現地調査の前日に譲渡人宅を訪問し面談いたしました。譲渡人は高齢でございまして、ご子息は市外にお住まいですが農業経験がなく、長年に渡り農地の管理を近所の方をお願いしておりましたが、この度その方も高齢となり管理が難しくなったとのことで困っておられました。そうしたところに譲受人である太陽光発電設備設置業者から話がございまして、ご子息と相談の結果、売買の契約がまとまったようでございます。周辺農地もほとんどが耕作放棄地でございまして何ら問題はないと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、7番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。
議第11号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第11号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料16です。

照会地の所在は、鴨島町敷地字雨足、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は20㎡でございます。照会地は平成19年に賃貸借による庭・駐車場への転用許可済みでしたので、令和6年3月15日付けで回答したものでございます。

○報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。届出のあった土地の所在は鴨島町麻植塚字堂ノ元で、位置図については、資料17です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫への転用届出でございます。転用面積は1,576㎡のうち17.33㎡です。令和6年3月14日付けで、これを受理致しました。

2番でございます。届出のあった土地の所在は山川町流で、位置図については、資料18です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農機具倉庫及び進入路への転用届出でございます。転用面積は505㎡のうち56㎡です。令和6年3月18日付けで、これを受理致しました。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用

権設定の賃貸借権の合意解約が2件3筆、使用賃貸借権の合意解約が2件2筆、でございます。

以上でございます。

議長 報告事項（1）から（3）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 特にございません。

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時25分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記